

新型コロナウイルスや社会情勢による原油価格・物価高騰などの影響を受けている小規模事業者の皆さまへ

支援金を支給します！

## 【津久見市小規模事業者物価高騰等対策事業支援金】

原油価格・物価高騰の影響により、**収益**が減少し、事業活動に大きな影響を受けている小規模事業者の方を対象に、事業全般に使える**返済不要な支援金**を給付いたします。この支援金は用途の制限はありません。

### 支給要件

物価高騰などの影響により、令和4年4月から9月までの合計収益高の1か月の平均（6で割った額）が平成30年または令和元年の年間収益高の1か月の平均（12で割った額）と比較して減少している小規模事業者

※令和2年1月以降に開業した者で平成30年または令和元年との比較ができない場合は、令和4年3月以前の連続した任意の6月の1か月の平均（6で割った額）または令和4年4月と5月の合計収益高の1か月の平均（2で割った額）と比較。

### 支給金額

上記の収益の減少率に応じて支給金額が異なります。

10%未満の場合⇒ **10万円**

10%以上の場合⇒ **15万円**

### 収益高とは・・・

収入金額-仕入金額-必要経費

※収入金額から仕入金額と必要経費を除いたもの。

ただし、個人事業主の場合は必要経費のうち、専従者給与は含まない。

### 支給対象

下記の①～⑤のすべてに該当する方が支給対象となります。

①従業員の数が20名以下（商業またはサービス業の場合は5名以下）で、下表の業種の事業を営んでいること※役員・パート社員を除く。

【総務省】日本標準産業分類(平成25年10月改定)

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業  
G 情報通信業 H 運輸業（中分類43～48） I 卸売業、小売業 K 不動産業、物品賃貸業  
L 学術研究、専門・技術サービス業（中分類73～74 ※広告業、技術サービス業）  
M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業（中分類82 ※学習塾など） P 医療、福祉（中分類83 ※病院、歯科診療所、助産、療術、医療サービスなど） Q 複合サービス業（小分類872 ※事業協同組合） R サービス業（中分類88～92 ※廃棄物処理、自動車整備、機械等修理など）

②令和4年4月1日以前から市内において開業し、事業を営んでいること

③今後も事業を継続する意思があること

④令和元年度以前の市税等を滞納していないこと

⑤暴力団員等でない・密接な関係でないこと

※支給対象要件についてご不明な点がある場合はお気軽にお問合せください。

## 申請方法

### I. 市に、下記の書類を提出してください。 (郵送可)

- ① 交付申請書兼誓約書兼請求書 (第1号様式)
- ② 計算書 (第2号様式)
- ③ 計算書に記入した売上を確認できる資料  
(例: 確定申告の収支内訳書、決算書、試算表、  
売上台帳・・・ など)

※ 支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※ ①②の様式については、津久見市ホームページ上および  
津久見市役所商工観光・定住推進課内に準備しています。

※ 詳細については、津久見市ホームページをご確認いただくか、  
下記お問い合わせ先までご確認ください。



### II. 指定された口座に支援金が振り込まれます。

※ 振り込みが完了するまで数週間かかる場合があります。

申請  
期間

令和4年10月3日(月)～

令和5年1月31日(火)

### 提出先・お問い合わせ先

津久見市役所 商工観光・定住推進課

〒879-2435

津久見市宮本町20番15号

TEL: 0972-82-9542

FAX: 0972-82-9520

がんばるで!  
津久見!!

